



平成 28 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社共立メンテナンス  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 充孝  
(コード番号 9616 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役副社長 上田 卓味  
(TEL 03-5295-7778)

#### 第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、以下のとおり、第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額（各社債の金額 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、各社債の金額 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

##### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「顧客第一を会社の心とする」という経営理念及び「食と住のサービスを通じ、広く社会の発展に寄与する」という経営方針のもと、事業を展開しております。当社グループの基幹事業であり、国内最大級の規模で運営を行う学生様・社員様向けの寮事業が安定的に成長する一方で、ドリーミン（ビジネスホテル）やリゾートホテルの運営を行うホテル事業がお客様からの高いご満足も得て第 2 の成長ドライバーとして、確実な利益成長を実現してまいりました。

近年、当社グループの経営を取り巻く環境は大きく変化しております。日本政府観光局（JNTO）発表の「訪日外国人旅行者に関する調査」によると、平成 27 年の年間訪日外国人数は 1,970 万人超と前年比約 1.5 倍に急増し、政府が平成 32 年に目標としている年間 2,000 万人に目前まで迫りました。さらには、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、今後も政府主導で訪日外国人観光客の受け入れ体制の整備が進められることが想定されるため、訪日外国人観光客数は継続して増加するものと推測しております。また、観光客だけではなく、スーパーグローバル大学創成支援プログラムの導入に伴い、指定大学が留学生の受け入れを強化するなどの動きが活発化してきております。そのため当社グループに対し、国内旅行者から高い評価を得ている当社ホテルでのさらなる訪日外国人の宿泊利用の増加や、留学生向けの寮施設の拡充・拡大が強く求められております。

このような環境下において、当社グループは平成 27 年 5 月に平成 30 年 3 月期を最終年度とする「新中期経営計画 共立フルアクセル・プラン」（以下、「新中計」という。）を策定いたしました。新中計では①「開発投資の集中的かつ積極的な加速」と②「価値と価格のバランス適正化による収益力の強化」を基本方針として掲げ、以下の具体的な取組みを行っております。

##### ① 「開発投資の集中的かつ積極的な加速」

寮事業については、関東・甲信越エリアを中心に全国で学生寮・社員寮への積極的な開発投資を加速させております。また、ホテル事業においては、ドリーミンは、国内主要都市及び韓国での開発を推進し、温泉を基本とするリゾートホテルでは、地域毎の観光の状況調査を踏まえた開発を進めております。

##### ② 「価値と価格のバランス適正化による収益力の強化」

ホテル事業において、ドリーミンとリゾートホテルの継続的なサービス向上に努めております。特

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

にドーミーインにおいては、ブランド価値の向上にも注力し、客室単価の適正化による収益力の強化に努めております。また、リゾートホテルにおいても、顧客満足度の高いサービスを維持することで収益力を強化しております。

新中計では平成28年3月期から平成30年3月期までに、過去3年間の設備投資額の2倍となる、合計440億円の設備投資を計画しており、この目標を確実に実現するために、本新株予約権付社債の発行による資金調達を決定いたしました。

本新株予約権付社債の発行により、当該設備投資計画の確実な実行と、更なる成長投資に向けた投資余力の拡大及び財務柔軟性の確保を図ってまいります。調達資金の使途として、7,000百万円を寮事業及びホテル事業における事業用設備の新設及び設備改修等の設備投資資金として、12,968百万円を平成28年3月期の既に実施した設備投資について、金融機関からの短期借入金で賄ったため、その返済資金の一部として充当する予定であります。

#### 【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社グループは、新中計に掲げた成長戦略を推進させるための設備投資資金の調達手法として、以下の特徴を有する新株予約権付社債が最適であると判断いたしました。

- ① 即時の希薄化を回避しつつ、将来的に投資効果が発現し、株価が上昇する局面で転換が行われた場合には、株主資本増強による投資余力の拡大と、財務柔軟性の確保が期待できること。
- ② 時価を上回る転換価額を設定することにより、1株当たり利益等の希薄化を極力抑制できること。
- ③ 新株予約権付社債をゼロ・クーポンで発行することで、将来の金利上昇に備えるとともに、調達コストの最小化を図ることができること。

#### 記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 社債の名称              | 株式会社共立メンテナンス第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）   |
| 2. 社債の総額              | 金200億円  |
| 3. 各社債の金額             | 金100万円  |
| 4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 | 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第32項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債が発行される場合、かかる新株予約権付社債は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債を記名式とすることを請求することはできない。 |
| 5. 社債の利率              | 本社債には利息を付さない。   |
| 6. 社債の払込金額            | 各社債の金額100円につき金100円  |
| 7. 社債の発行価格            | 各社債の金額100円につき金102.5円  |
| 8. 社債の償還金額            | 各社債の金額100円につき金100円  |
| 9. 新株予約権又は社債の譲渡       | ただし、繰上償還する場合は第12項第(3)号又は第(4)号に定める金額による。<br>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めによ   |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

り本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

## 10. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

## 11. 社債管理者

株式会社三井住友銀行（代表）、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行

## 12. 償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成33年3月31日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては本項第(3)号又は第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号又は第(4)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社がかかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者の記名捺印した書面を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、本①に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ											
	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170
平成28年 3月28日	98.81	101.51	105.10	109.56	114.84	120.88	127.63	135.03	143.01	151.54	160.54	170.00
平成29年 3月30日	98.95	101.35	104.69	108.98	114.17	120.20	126.99	134.47	142.56	151.21	160.37	170.00
平成30年 3月30日	98.90	100.89	103.89	107.92	112.98	118.98	125.83	133.45	141.75	150.65	160.08	170.00
平成31年 3月30日	98.83	100.27	102.75	106.42	111.31	117.32	124.35	132.25	140.89	150.16	160.00	170.00
平成32年 3月30日	99.04	100.00	101.19	104.13	108.67	114.78	122.23	130.75	140.07	150.00	160.00	170.00
平成33年 3月30日	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00

(注) 上記表中の数値は、平成28年3月2日（水）現在における見込みの数値であり、平成28年3月15日（火）から平成28年3月18日（金）までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

③ 「参照パリティ」は、(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額（第13項第(7)号③に定義する。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において決議又は決定された当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が公表された日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(4)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は各社債の金額の170%を上限とし、本号②の表及び本④(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が170%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の170%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び本④(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

(4) 上場廃止等による繰上償還

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ① (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。
- ② 上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(10)号、第(11)号又は第(15)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- ③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
- ④ 本項第(3)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(3)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号①又は③に従って償還されるものとする。
- (5) 当社は、本項第(3)号又は第(4)号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。また、本項第(3)号又は第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第13項第(4)号④に従って本新株予約権が行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (6) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(第31項に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

### 13. 新株予約権の内容

#### (1) 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20,000個の本新株予約権を発行する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(7)号③に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成28年5月2日から平成33年3月29日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合における当該期間

④ 第12項第(3)号又は第(4)号に定めるところにより、平成33年3月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日以降

⑤ 第20項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降

(5) 新株予約権の行使の条件

当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。

③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(22)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成28年3月15日（火）から平成28年3月18日（金）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、132%から137%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が7,455円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより調整されることがある。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

転換価額 = 転換価額 ×

- (10) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(14)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て等をする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当て等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(14)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の転換価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券（権利）もしくは新株予約

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ① 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に50を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る以下に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、以下に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成28年3月31日に終了する事業年度 1.30

平成29年3月31日に終了する事業年度 1.69

平成30年3月31日に終了する事業年度 2.20

平成31年3月31日に終了する事業年度 2.86

平成32年3月31日に終了する事業年度 3.71

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (13) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、(i)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号④の場合は基準日）とし、(ii)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(10)号又は第(15)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。
- (15) 当社は、本項第(10)号及び本項第(11)号に掲げた事由によるほか、次の本号①乃至⑤に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (16) 本項第(9)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第27項に定める。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第33項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) ① 本新株予約権の行使請求は、振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (21) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止し又は変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

(22) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第12項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑧の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債に係る債務を以下「承継社債」という。）、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、本号①乃至⑧の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(9)号乃至第(15)号に準じた調整を行う。

⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

⑦ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

本項第(5)号及び本項第(6)号に準じて決定する。

⑧ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(8)号に準じて決定する。

#### 14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債には利息が付されないこと及び本社債の払込金額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

#### 15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の資産に担保権を設定する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）は、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2号は適用されない。

#### 16. 担保付社債への切替

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第15項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

#### 17. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産（以下「留保資産」という。）を本新株予約権付社債以外の債務に対し担保提供を行わず本新株予約権付社債のために留保する旨の特約を社債管理者との間に締結することができる。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間で次の①乃至⑦についても同時に特約を締結する。
  - ① 留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、又は本新株予約権付社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを当社が保証する旨。
  - ② 当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
  - ③ 当社は原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したとき、又は留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により社債管理者に通知し、その指示に従う旨。
  - ④ 当社は社債管理者が本新株予約権付社債に係る債権の保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
  - ⑤ 当社は本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。
  - ⑥ 当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本新株予約権付社債のために留保資産に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
  - ⑦ 本号⑥の場合、留保資産のうえに社債管理者が適当と認める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める他の資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。
- (4) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権が設定されている、又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合は、本項第(1)号及び本項第(2)号は適用されない。

#### 18. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第15項又は第16項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、又は、第17項により本新株予約権付社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときには、以後、第15項及び第22項第(2)号は適用されない。

#### 19. 利益維持

- (1) 当社は、本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、当社の各事業年度に係る監査済連結損益計算書（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成されたものとし、以下「連結損益計算書」という。）に示される経常損益が損失とならないものとする。
- (2) 当社の各事業年度に係る連結損益計算書に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その最終の事業年度（以下「最終事業年度」という。）の末日から4か月を経過した日に前号の違背が生じたものとみなす。
- (3) 前号の規定は、最終事業年度の経常損失額がその直前事業年度の経常損失額を下回り、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目の直前事業年度の末日における監査済連結貸借対照表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成されたものとする。）に示される純資産合計額の30%を超えない場合には適用しない。ただし、当該最終事業年度の直前事業年度の経常損失に関して、本号本文により前号の適用を免れていた場合を除く。

#### 20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第27項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。ただし、第15項又は第16項第(1)号の定めるところにより当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本項第(2)号又は第(3)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が第12項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第15項の規定に違背したとき。
- (3) 第19項第(2)号に基づき同項第(1)号の違背が生じたものとみなされたとき。
- (4) 当社が第13項第(9)号乃至第(16)号、第16項第(2)号、第21項、第22項、第23項、第24項第(2)号又は第27項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

実が生じ、かつ社債管理者が本社債権者の権利保全上、本社債の存続を不相当であると認めたとき。

## 21. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の分配（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本項第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記書類の取扱に準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を関東財務局長に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続きを行う場合は、これら報告書等を関東財務局長に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

## 22. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨ならびにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
  - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
  - ② 当社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託しようとするとき。
  - ③ 当社の事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
  - ④ 当社の資本金の額又は準備金の額を減少しようとするとき。
  - ⑤ 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。
  - ⑥ 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。
  - ⑦ 解散をしようとするとき。
  - ⑧ 第12項第(3)号又は第(4)号に係る事実を公表するとき。
- (4) 当社は、次の各場合には、ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
  - ① 支払停止になったとき、又は手形交換所もしくはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - ② 社債を除く借入金債務について期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - ③ 事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行又は担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立て、又は滞納処分を受けたとき。
  - ④ 当社又は第三者により、当社について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

## 23. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が第12項第(3)号の規定により本社債を繰上償還しようとする場合は、当社は当該償還期日の少なくとも60日前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社が第12項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(第12項第(4)号③ただし書の場合は60日間の末日) から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を  
書面で社債管理者に通知する。

- (3) 第12項第(3)号又は(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第27項に定める方法によりこれを行  
う。

#### 24. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社ならびに当社の連結  
子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、  
社債管理者は、当社の費用で自ら又は人を派遣して当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適  
用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、  
当社は、これに協力する。

#### 25. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関  
し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

#### 26. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者のうちいずれかの者は、以下に定める場合その他正当な事由があるときは、社債管理者  
の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場  
合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

① 本社債権者と社債管理者又は社債管理者のうちいずれかの者との間で利益が相反する場合（利益が  
相反するおそれがある場合を含む。）。

② 社債管理者又は社債管理者のうちいずれかの者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務  
の一部を休止又は廃止しようとする場合。

- (2) 前号の場合には、当社ならびに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅  
滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

#### 27. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いて  
は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電  
子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市におい  
て発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）への掲載又  
は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて  
公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 28. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備  
え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 29. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集  
会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本新株予約権付社債を  
有する社債権者は、本新株予約権付社債に係る社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管  
理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債  
管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本新株予約権  
付社債の金額の合計額は本社債の総額に算入しない。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担  
保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘  
を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行  
届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいた  
します。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧  
誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券  
法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証  
券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うこ  
とはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
30. 申込期間  
転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。
31. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）  
平成28年3月23日（水）から平成28年3月28日（月）までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。
32. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構
33. 行使請求受付場所  
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
34. 発行代理人及び支払代理人  
株式会社三井住友銀行
35. 償還金の支払  
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
36. 募集方法  
一般募集  
なお、本新株予約権付社債の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
37. 引受会社  
SMB C日興証券株式会社を主幹事とする引受団
38. 申込取扱場所  
引受会社の本店および国内各支店
39. 引受会社の対価  
引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本社債の発行価格（募集価格）の総額と引受会社が当社に払込む金額である本社債の払込金額の総額との差額を引受会社の対価とする。
40. 取得格付  
BBB（株式会社日本格付研究所）
41. 上場申請の有無  
有（株式会社東京証券取引所）
42. 振替機関への同意  
平成20年9月30日同意書提出
43. 上記に定めるものの他、第12項の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤 充孝に一任する。
44. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による差引手取概算額 19,968 百万円については、寮事業及びホテル事業における事業用設備の新設及び設備改修等の設備投資資金として平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに 7,000 百万円、平成 28 年 3 月期における設備投資資金の一部を金融機関からの短期借入金で賄ったため、その返済資金の一部として平成 28 年 3 月までに 12,968 百万円を充当する予定であります。

また、実際の充当時期までは、安全性の高い決済性預金にて運用する予定であります。

設備投資計画につきましては、平成 28 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの期間において、寮事業においては、主に関東を中心に学生寮・社員寮・ドミール（ワンルームマンションタイプ寮）を合計 11 ヶ所にて新設及び設備改修等を行う予定であります。また、ホテル事業においては、ドリーマーイン（ビジネスホテル）を全国で 17 ヶ所、リゾートホテルを全国の観光地で 14 ヶ所にて新設及び設備改修等を行う予定であります。

当社グループは学生様・社員様向けの寮事業を基幹事業とし、近年はビジネスホテルやリゾートホテルの開発を進め、ホテル事業の収益基盤を確立してまいりました。

今後、更にお客様のニーズにお応えしていく為にも、今まで以上に成長を加速する必要があると考えており、今回の資金調達を通じて、将来の更なる成長及び業容の拡大を企図しております。

なお、セグメントごとの設備投資の計画は平成 28 年 3 月 7 日現在（ただし、設備投資予定金額の既支払額については平成 27 年 12 月末日現在）以下のとおりとなっております。

セグメント の名称	設備等の主な 内容・目的	設備投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完成予定	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完成予定
寮事業	学生寮・社員寮 の新設及び設備 改修等	1,774	364	新株予約権付 社債発行資 金、自己資金 及び借入金	平成 25 年 12 月 ～平成 28 年 1 月	平成 28 年 3 月～ 平成 29 年 9 月
ホテル事業	ドリーマーイン・ リゾートの新設 及び設備改修等	26,725	12,633	新株予約権付 社債発行資 金、自己資金 及び借入金	平成 25 年 8 月～ 平成 28 年 1 月	平成 27 年 9 月～ 平成 30 年 7 月
その他事業	高齢者向け住宅 の新設	268	86	自己資金	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月
計	—	28,767	13,083	—	—	—

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績に与える影響はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、市場から調達した資本は株主皆様から負託されたものと考えておりますので、利益配分につきましては、業績連動・収益対応型配当により株主の皆様へ利益還元をすることが最重要施策の一つと認識しております。配当金につきましては、目標配当性向 20%を基準に長期にわたり安定して株主の皆様へ報いることを基本スタンスとして配当性向の向上に努めております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、「会社法第 459 条 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

### (3) 内部留保資金の用途

事業環境の変化に対応した設備投資・新規事業の展開等、将来を見据えた経営政策を的確なタイミングで実施していくために必要な内部留保を行ってまいります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	227.21 円	241.86 円	275.29 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	43 円 (19 円)	48 円 (21 円)	50 円 (24 円)
実績連結配当性向	18.9%	16.5%	15.1%
自己資本連結当期純利益率	9.7%	11.0%	10.8%
連結純資産配当率	1.8%	1.9%	1.7%

- (注) 1. 平成 27 年 4 月 1 日付で株式 1 株につき 1.2 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり当期純利益は、平成 26 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

## 3. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の平成28年2月29日現在の発行済株式総数に対する比率は8.72%となる見込みです。その結果、本新株予約権付社債を含めた、平成28年2月29日現在の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は9.60%となる見込みです。

(注) 1. 発行済株式総数：19,438,739株（平成28年2月29日現在）

2. 潜在株式の比率は、平成25年12月17日付で発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計（170,577株）及び今回発行する本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計（1,695,633株）を平成28年2月29日現在の発行済株式総数で除したものです（全て新株式で交付した場合の潜在株式の比率となります。行使に際して当社自己株式を移転する場合、潜在株式は発生いたしません。）。なお、本新株予約権付社債における想定転換価額は11,795円（平成28年3月4日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値8,770円の134.5%）として計算しています。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行日	発行総額	当初の償還期限	転換価額
平成25年12月17日	150億円（額面）	平成30年12月28日	3,869.2円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	1,737円	2,643円	3,460円 □5,460円	5,700円
高 値	2,769円	4,270円	6,980円 □5,940円	10,650円
安 値	1,565円	2,330円	3,125円 □5,390円	5,500円
終 値	2,663円	3,480円	6,612円 □5,750円	8,770円
株価収益率	11.7倍	12.0倍	20.9倍	一倍

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場におけるものであります。

2. 平成27年4月1日付で株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

3. 平成28年3月期の株価等については、平成28年3月4日（金）現在で記載しております。

4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成28年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### (4) ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関し、当社株主である株式会社マイルストーン、石塚晴久及び石塚始江は、SMB C日興証券株式会社に対して、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、転換価額等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社普通株式の交付、並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。